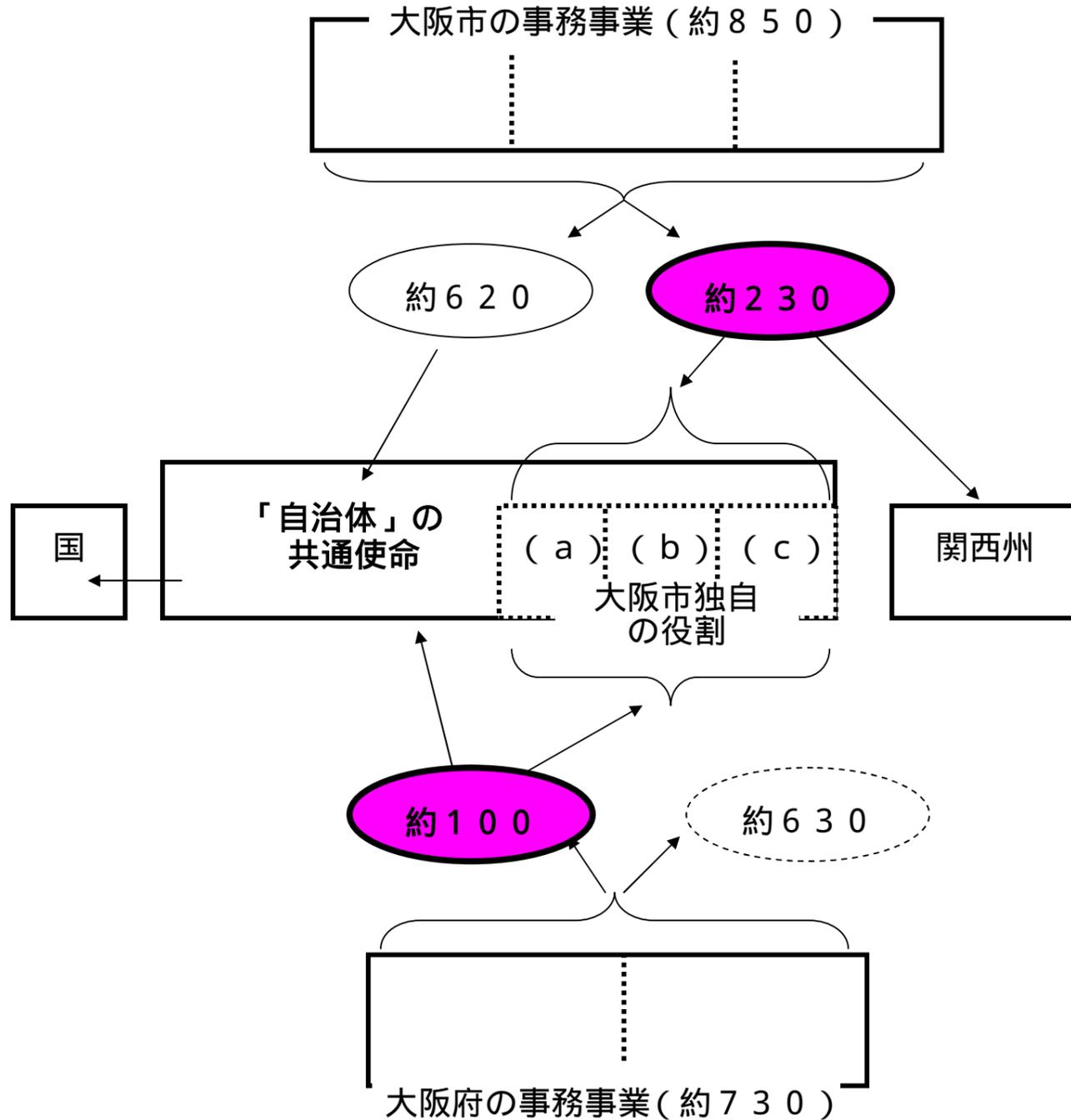


# 行政事務事業の分類 (中間案) (概要)

## 行政事務事業の分類の考え方

次代の行政体制(国、関西州(間接行政体)、「自治体」(直接行政の担い手))を想定して市・府の事務事業を分類



1 市・府の全事務分掌(注1)を次の5つの視点から検討

【大阪市の事務事業 「自治体」の共通使命】

より身近な生活範囲での住民相互の自助・共助の取り組みへの支援  
 現物給付による対人社会サービスの供給を基本としたセーフティネットの再構築  
 地域社会の維持・再生に向けて地域経済に対する公共サービスの提供者としての役割

【大阪府の事務事業 間接行政の使命】

「自治体」事務の共同実施的な事務事業  
 「圏域」の利害調整としての事務事業

(注1)大阪市委務分掌規則及び大阪府処理規定等に規定されている事務分掌(1583:市849、府734)

2 大阪府の事務事業については、大阪市と関連性があると思われる約100事業(事務分掌ベース。以下、同じ)を抽出。

今回、分類の対象外の府約630の事業については、さらに精査が必要

3 大阪市の事務事業については、次の大阪市独自の役割の3つの視点に関わるもの、および間接行政として関西州が実施すべきものを抽出し、関西州、「自治体」(連携による手法も含む)に分類する。(約230事務)

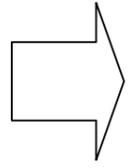
(なお、「自治体」の共通使命として分類した約620の事業のうちから、ナショナルミニマムに係るものは国に分類する。)

【大阪市独自の役割の視点】

- (a) 低成長時代にあつての投資抑制基調のなかで、集中と選択を図りつつ、資産の一層の活用による他の「自治体」への貢献
- (b) 蓄積されてきた有形・無形の集積を、新たな観点から、「圏域」に及ぶ成長につなげることへの貢献
- (c) 集積をクロスオーバーさせることで「圏域」の新たな価値を創造することへの貢献

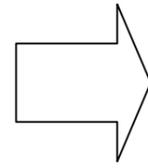
# 行政事務事業分類（中間案）

現在の実施主体	
大阪市	より身近な生活範囲での住民相互の自助・共助の取り組みへの支援
	現物給付による対人社会サービスの供給を基本としたセーフティネットの再構築
	地域社会の維持・再生に向けて、地域経済に対する公共サービスの提供者としての役割
大阪府	「自治体」事務の共同実施的な事務事業
	「圏域」の利害調整としての事務事業



あるべき実施主体	
間接行政として 関西州が実施するべきもの	
大阪市が実施することにより、他の「自治体」にも貢献できるもの	低成長時代にあつての投資抑制基調のなかで、集中と選択を図りつつ、資産の一層の活用による他の「自治体」への貢献
	蓄積されてきた有形・無形の集積を、新たな観点から、隣接市域やさらに広く「圏域」に及ぶ成長につなげることへの貢献
	集積をクロスオーバーさせることで「圏域」の新たな価値を創造することを可能とすることへの貢献
主に大阪市域で完結するもの	

事務事業例（斜体は、府実施事業）
（圏域全般にわたる広域的な物流基盤） 大阪港、阪神高速道路、 本州四国連絡高速道路、関西国際空港
（圏域全般にわたる広域的な金融支援） 信用保証協会
（食料品等や水の安定供給と安全性の確保） 中央卸売市場、水道事業
（地域に密着した高度・専門的な施策） 市立総合医療センター、 <b>府立病院</b> 、 市立中央図書館、 <b>府立図書館</b> 、 市立クレオ大阪、 <b>府立ドーンセンター</b>
（地域に密着した安心・安全を支える施策） 救急安心センター、航空消防、 災害応援事業、 <b>保安対策</b> 、 <b>府立消防学校</b>
（都市活動を支える施策） 市営地下鉄事業
（「圏域」の経済力向上を支える施策） 企業誘致、新産業創出、 工業研究所、大阪産業創造館、 <b>ものづくり支援</b>
（都市活力の向上を図る施策） 大阪城ホール、市立中央体育館、 <b>府立体育会館</b> 、 大阪プール、観光プロモーション、 鶴見緑地・長居公園などの大規模公園
（歴史・文化価値の継承と高揚を図る施策） 大阪城天守閣、大阪歴史博物館
都市計画全般については、大阪市が「自治体」として総合的に持つべき権限であり、その権限の行使を通じて他の自治体へも貢献していく。
生活保護、医療費助成、国民健康保険
<b>毒物劇物取締事業、（市内にある）府営住宅、 商店街振興、市町村立学校に対する包括的な権限</b>



## 今後の議論の方向性

本分類(中間案)を材料としながら、各施設等についての具体的な運営方法等について柔軟に議論を深めていきます。

例) ・信用保証協会  
・都市間連携による観光  
・大阪城ホール( 1 )  
・阪神港( 2 )  
1: 株式会社化を予定  
2: 埠頭公社統合を視野に入れた運営

本分類(中間案)を材料としながら、市・府の類似施策の整理について柔軟に議論を深めていきます。

近年の居住動態や将来的な人口減等から、既存の社会的資産(施設等)の「自治体」間での相互活用について検討するため、関係団体との協議に着手していきます。

なお、府が実施している**斜体網掛け事業**は、今後の運営のあり方について、水平連携による運営等、「自治体」間で協議するべきと考えています。

ナショナルミニマムとして、国が全額経費負担するべきもの

本分類は、現行の法制度や各事務事業の実施経過等にとらわれることなく、あるべき実施主体はいずれかという観点から行っているものであり、現段階での中間案です。具体的な実現に向けた諸課題の検討は改めて行うとともに、時代の進展・変化にともなう見直しも否定しません。今後とも、各方面からの指摘も踏まえつつ、あるべき役割分担の整理につなげていきます。